

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく指示等に関する処分基準

第1 用語の意義

この基準における用語の意義は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「法」という。)及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第26号。以下「政令」という。)で使用する用語の例によるほか、以下に掲げるとおりとする。

- 1 「法の指示」とは、法第22条第1項若しくは第2項又は第25条第2項第1号の規定による指示をいう。
- 2 「読替え後の道路交通法の規定による指示」とは、読替え後の道路交通法第22条の2第1項及び第66条の2第1項の規定による指示をいう。
- 3 「営業停止命令」とは、法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定により、営業停止を命ずることをいう。
- 4 「営業停止命令の要請」とは、法第23条第2項の規定により、営業停止命令をすべき旨を要請することという。
- 5 「違反行為」とは、法の指示に違反する行為、読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為又は自動車運転代行業者が法の指示を受けるに至った場合における当該指示の理由となった政令第5条第1項第1号ハの表行為の欄に掲げる行為をいう。
- 6 「自動車運転代行業者等」とは、自動車運転代行業者並びにその安全運転管理者等及び運転代行業務従事者をいう。

第2 法の指示等を行う基準

法の指示及び点数の付与を行う基準は、次に掲げるとおりとする。なお、法の指示は別記様式1により行うとともに、別記様式2により公安委員会に指示を行った旨を通知する。

また、注意は、法の指示を行うには至らないが、業務の適正な運営の確保に資すると認められる場合に、別記様式3により行う。

- 1 法第12条の規定に違反する行為(保険契約等締結義務違反)又は道路運送法第4条、第43条又は第78条の規定に違反する行為(タクシー類似行為)が行われた場合には、法の指示を行う。
- 2 法第22条第2項の規定に違反する行為(法の指示違反)が行われた場合には、自動車運転代行業者に対し点数を付与する。なお、この場合においては、原則として、法の指示を受けた後1年以内に当該指示に違反した場合に限る。
- 3 以下に掲げる行為が行われた場合には、4の基準により法の指示又は注意を行う。
 - ① 法第11条の規定に違反する行為(料金揭示義務違反)
 - ② 法第13条第1項の規定に違反する行為(約款揭示義務違反)
 - ③ 法第13条第3項の規定に違反する行為(約款届出義務違反)
 - ④ 法第15条の規定に違反する行為(条件説明義務違反)
 - ⑤ 法第17条の規定に違反する行為(随伴用自動車表示義務違反)
 - ⑥ 法第18条の規定に違反する行為(運転代行業務従事者指導義務違反)

- ⑦ 法第20条第2項の規定に違反する行為（帳簿等備置義務違反）
 - ⑧ 法第21条第2項の規定に違反する行為（報告義務違反、立入検査忌避）
- 4 3に掲げる行為が行われた場合の法の指示等は、以下の基準によるものとする。
- (1) 違反の態様が悪質であると認められる場合又は違反の結果が重大であると認められる場合には、法の指示を行う。
 - (2) (1)に掲げる場合以外の場合には、以下のとおりとする。
 - ア 過去2年以内（直近の違反行為が行われた日から起算して過去2年以内をいう。以下同じ。）に行政処分等（注意、法の指示、点数の付与又は営業停止命令をいう。以下同じ。）を受けていない場合には、注意を行う。ただし、ウに該当する場合はこの限りでない。
 - イ 過去2年以内に行政処分等を受けている場合は、法の指示を行う。
 - ウ アに該当する場合であっても、当該自動車運転代行業者等が改善措置の意向を示し、その場で改善される又は速やかな改善が見込まれる場合には、指導を行う。
- 5 法第13条第2項に規定に違反する行為が行われた場合、すなわち届け出られた約款が法第13条第2項に掲げる基準に該当しない場合には、約款の届出から実施までの間に変更の指導を行い、それでも指導に従わない場合には、法の指示を行う。

第3 営業停止命令の要請を行う基準

- 1 自動車運転代行業者に対する営業停止命令の要請は、政令第5条第1項第2号に定める基準に該当することとなった場合に行うことを原則とする。なお、要請は、要請に係る違反の内容、違反事項の根拠条項、弁明等の状況等の関係資料と併せ、別記様式4により公安委員会へ行う。
- 2 政令第5条第1項第2号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合には、法第23条第2項の規定により営業停止命令の要請を行う。
 - (1) 自動車運転代行業者が法第22条第2項の規定による指示に違反した場合。

ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を営業者の責に帰することが相当でないと認められる特別の事情があるときには、営業停止命令の要請を行わないことができる。
 - (2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し道路運送法第4条第1項、第43条第1項又は第78条の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起こした場合。

ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰することが相当でないと認められる特別の事情があるときには、営業停止命令の要請を行わないことができる。
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、以下に掲げる場合その他の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められる場合。

- ア 自動車運転代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令の要請を行うことが適当と認められるとき。
- イ 自動車運転代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令の要請を行うことが適当と認められるとき。

第4 行政処分の公表

- 1 法の指示を行った場合、島根県ホームページにて指示の内容等を当該処分が行われた日から2年間公表する。
- 2 公表の内容
公表は、次に掲げる事項について別記様式5により行う。
 - (1) 認定証番号
 - (2) 自動車運転代行業者の名称又は記号
 - (3) 主たる営業所が所在する市区町村
 - (4) 処分年月日
 - (5) 処分内容
 - (6) 処分理由
 - (7) 根拠法令
 - (8) 処分を行った都道府県(島根県)